

定 款

一般社団法人 日本ネットクリエイター協会

平成 30 年 6 月 28 日 改訂

一般社団法人 日本ネットクリエイター協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ネットクリエイター協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座四丁目12番15号に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、クリエイター（著作物を創作する制作者ならびに実演家等をいう）のサポートを行い、もって文化の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) クリエイターを対象とした健康保険組合への入会のあっせん事業
- (2) クリエイターの記帳代行業務、ならびに税理士のあっせん事業
- (3) クリエイターへの助成金、補助金情報の提供、ならびに申込補助事業
- (4) クリエイターへの情報の提供、ならびにコンサルティング事業
- (5) クリエイターに関する知的財産権の維持、管理及び保全事業
- (6) クリエイター向けのセミナーならびにイベントの企画及び運営事業
- (7) 会員の便益、相互の親睦及び交流に関する事業
- (8) 前各号に付帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) クリエイター会員 当法人の対象とする著作物の制作者として入会した個人又は団体

(入会と経費等の負担)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会において別に定める基準により、代表理事の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、定款または各規約に定める入会金または年会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、他の種類の会員資格を有することができる。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人もしくは被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 入会金または年会費を支払う定めがある場合において、その支払いを1年以上怠たり、かつ代表理事による資格喪失の決定があったとき
- (5) 当法人を所属団体として文芸美術国民健康保険組合に加入し、組合員となった後に、同組合の保険料の支払いを4か月以上滞納し、かつ代表理事による資格喪失の決定があったとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 総正会員の同意があったとき

2 前項(5)により資格喪失した会員の滞納保険料は、当法人が代位して支払うことができ、支払い後は、支払額に利息を付して、当該会員に請求することができる。なお、当法人の会員は、入会時に本条に基づく弁済を承諾するものとする。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対してその予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、この定款その他規則に違反したとき、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときなど正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 3 日前までに、書面又は電磁的方法により、各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決)

第 16 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

2 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第 19 条 当法人に、理事 2 名以上を置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事を各若干名定めることができる。

(選任等)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって正会員（正会員が法人である場合は、その法人の役員または従業員）の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、第 19 条に定める定数を欠くに至った場合には、

新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事)

第 22 条 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第 23 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第 25 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第 26 条 基金の募集、割当及び払込等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 31 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 32 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、第 15 条第 2 項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 34 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。